すでに供用開始している川根谷内に続き、横越中地区の字新田郷（旧赤道付近）の一部と、旧横越小学校付近の一部、農協第三団地の一部などで、下水道の使用ができるようになりました。

3月31日から　横越地区中の一部区域

下水道供用開始

今回の供用開始は5 ha

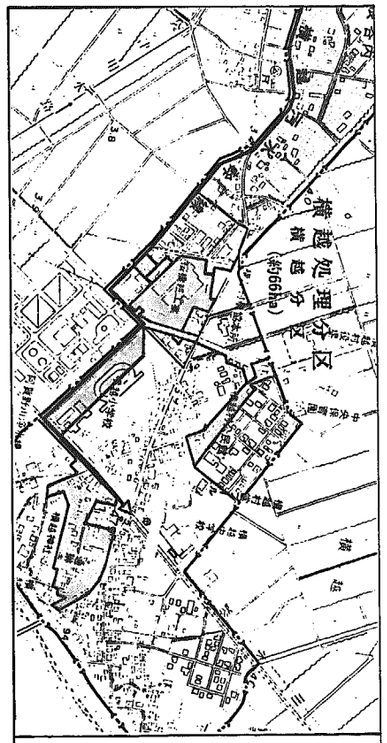

三年以内に水洗トイレに改造を

供用開始の公示がされると各家庭内の台所や風呂場、水洗トイレなどの排水を流すため、公共汚水ますに接続するまでの排水設備（個人施工）を、すみやかに造るよう法律で義務づけられています。

また、くみ取り便所は、公示されてから三年以内に水洗トイレに改造するよう法律で義務づけられています。

ところで、すでに浄化槽を使用し水洗化されているご家庭も、すみやかに浄化槽を廃止し、直接公共下水道に接続していただくことになります。この方が将来のことを考えると経済的にも有利です。

工事費はどのくらいかかる

宅地内の排水設備工事は、個人負担となります。工事費は家庭の状態などによって異なりますが、標準的には三十万円前後かかります。（大工左官などの費用は含まれません。）

申し込みは指定工事業者へ

排水設備や水洗トイレを造るときは、村長の指定する指定工事業者に依頼しなければなりません。（指定工事業者以外では工事ができないことになっています。）

指定工事業者と工事契約をしますと、工事の手続きなど皆さんに代わっていっさい代行してくれます。

下水道使用料の汚水量はどう計る

下水道の使用を開始しますと処理場や管きょなどの維持管理費として、汚水量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

使用料金は、汚水量十立方㍍までが基本料金で、一カ月一、一〇〇円です。十一立方㍍以上については超過料金をいただきます。

汚水量は、水道使用料を汚水量とみなします。

※詳しいことは、役場企業課にお問い合わせください。

……排水設備のあらまし……

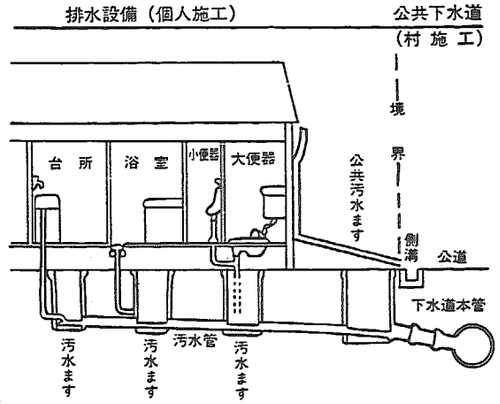

指定工事業者

工事業者名	所在地	電話
㈱伊藤工業	京ケ瀬村大字蒲川原四三番地	(〇三五六七)三六六
小木工業㈱	亀田町元町三丁目五番四号	八一三七一
風間建設工業㈱	〃　砂崩三七番地	八一四六三
神田設備工業	横越村大字横越三四四番地	三六九
㈲佐藤工業所	亀田町稲葉二丁目九番一号	八一三五七
新設工業所	〃　曙町二丁目一番四号	八一四四三
山田水道工事店	横越村大字二本木三三七番地の四	八一四六四

融資制度が利用できます

村では、水洗トイレが早く行きわたるよう、排水設備および水洗トイレ改造工事に必要な資金の融資（大工、左官などの費用は除く）のあっせんをします。また、その利子の一部を補給します。

▽**融資あっせんの条件**

①処理区域内の建築物の所有者および土地の所有者の同意を得た方。

②村税および下水道受益者負担金を滞納していない方。

③貸付けを受けた資金の返済能力を有する方。

④連帯保証人一名を付すことができる方。

▽**融資額**

工事一件について三十万円が限度です。

▽**融資利率**

金融機関と協定した利率となります。

▽**融資時期**

工事が終り検査合格後となります。

▽**償還方法**

最高三十六回の元金均等月賦償還です。

▽**利子補給**

供用開始した日から一年以内に水洗化した方――利子の半額を補給。

農林公庫資金紹介②

"総合施設資金"

総合施設資金は、専業自立経営を目指して経営規模の拡大や経営の改善合理化を図る農家を対象とした制度資金で、次のような特色があります。

(1)個別農家に対する大型の長期低利融資であること。

(2)あらゆる設備投資（土地、施設、農機具、家畜等）を一本の借入申込書で併せて融資することのできる「セット融資」制度であること。

(3)借入申込にあたっての計画の作成指導や借入後の技術指導についても農業改良普及員や農協営農指導員の濃密な助言が得られること。

また、本年度から、中核的担い手として期待される若い農業者が自立経営を目指して、段階的に経営規模の拡大を行う場合にも、この資金を利用できるようになりました。（「育成経営」制度の対象となる事業、融資条件等については別表参照。）

総合資金は何回でも利用できます

(1)改善計画の完了後、追加事業が必要になった場合。

(2)目標にした所得や規模は達成したが、経済情勢や経営条件が変化したため、自立経営を維持するのに必要な追加事業を行う場合。

(3)災害復旧の事業を行う場合。などに繰返して総合資金を借入れることができます。

「農地等取得資金」と同時に借入れもできます

総合改善計画において、農地、採草放牧地等を取得する場合、個人二、〇〇〇万円、法人八、〇〇〇万円まで農地等取得資金を、一本の申込みで同時に借入れることができます。

途中で計画を変更することもできます

計画を実施している間に、事業内容を一部変更したり、追加したりしなければならなくなったときは、扱店に申し出て、簡単な手続きで計画変更や追加申込みを行うことができます。

詳しくは、村経済課、農業委員会、農協、改良普及所、または農林漁業金融公庫新潟支店（電話〇三五二―三二六三五）へ

（別表）

総合施設資金融資条件

	自立経営を目指す場合	育成経営を目指す場合
利率（年利）	5.0%	5.0%
償還期間（うち据置期間）	25年以内（10年以内）	25年以内（10年以内）
貸付限度額	個人　最高　7,200万円 法人　最高2億1,000万円	個人　最高 1,600万円 法人　最高 5,800万円
融資率	90%以内	80%以内
併せて申込む農地等取得資金の借入限度額	2,000万円	1,200万円
融資対象事業	(1)　田、普通畑、草地などの購入資金 (2)　田、普通畑、草地などの改良資金 (3)　果樹の新植、改植、育成資金 (4)　オリーブ、茶、ホップ、桑、花木の新植・改植資金 (5)　牛、豚、鶏の購入資金 (6)　農業用建物、施設の新設、改造や農機具の購入資金	

事業主の皆さんへお知らせ

労働保険料の申告と納付はおすみでしょうか

労働保険（労災保険・雇用保険）の昭和60年度確定保険料、昭和61年度概算保険料の申告と納付は5月15日までです。まだ手続きされていない事業主の方は早めに済ませてください。

なお、この事務を事務組合に委託している事業主は事務組合が指定する日が期限となりますので、ご注意ください。

くわしくは、新潟労働基準局、新潟県雇用保険課、または最寄りの労働基準監督署におたずねください。

次の会場で説明会及び個別の申告書記入指導、集合受付を行いますので、ご利用ください。

新潟労働基準監督署
新潟市川岸町1-56　TEL 0252 (66) 3131

―児童手当―

2人目の子どもにも支給されます

申請受付は4月1日から

児童手当が六月一日から二人目の子どもにも支給されます。

受給資格者

①十八歳未満の児童を二人以上養育していること（そのうち一人以上が昭和五十九年六月二日以降に生まれた児童が該当）

②義務教育終了前の児童を含む、十八歳未満の児童を三人以上養育していること。

支給額

児童手当の額は、二人目の二歳未満（昭和六十一年六月一日現在）の子どもについては月額二千五百円、三人目以降の義務教育終了前の子どもについては月額五千円が支給されます。

なお、現行制度の低所得者については月額七千円が支給されていますが、制度改正により月額五千円になります。

所得制限

前年の収入が一定の額以上の方は、児童手当が受けられません。（ただし、新年度の所得制限の限度額がまだ決定していませんので受給資格①②に該当される方は、必ず申請手続きをしてください）

申請手続き

受給資格者①に該当される方（新受給者）

○申請期間　**四月一日から五月三十一日まで**

○申請場所　役場保健福祉課

○提出書類　申請書、印鑑、振込口座番号

○五月三十一日を過ぎてから申請されますと申請された月の翌月からの受給となります。

○申請期間中に第二子の出生届をされる方は、申請手続きを行ってください。

受給資格者②に該当される方（既受給者）

○現在三人子どもがいて児童手当をもらっている方は、六十一年度の申請手続きとして**六月一日から六月二十日まで**の間に今までどおり現況届を行ってください。

○現在、特例給付を受給している方も現況届を行ってください。

児童手当新制度の実施の方法

◎一年目（六月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間）

●第二子分は六月一日現在で満一歳未満

●第三子以降分は義務教育終了前

◎二年目（昭和六十二年四月一日から六十三年三月三十一日までの間）

●第二子分は六十二年四月一日現在で満四歳未満

●第三子以降分は六十二年四月一日現在で満九歳未満

◎昭和六十三年四月一日からは第二子以降義務教育就学前の児童が対象になります。

※詳しくは役場保健福祉課児童手当係へ